

<川越市>

川越市・市道不正認定住民訴訟

設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう求めた訴訟だ。

事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32

第7回 公判（4月10日）傍聴記

ついに裁判長が「消えた土地希望者」について聞く

川越市の市道 5565 号(寺尾大仙波線)をめぐる、川越市民 23 名による「住民訴訟<平成 30 年(行ウ)第 10 号事件>」の7回目の公判が、4月 10 日 13 時 15 分、いつもの通り「さいたま地裁C棟 105 法廷」にて開かれた。

この日、裁判所のある浦和は朝から雪が舞い、開廷の前の昼になっても冷たい雨が降っていたが、それでも一般市民は傍聴に参加していた。統一地方選挙を目前にして「川合市政」の疑惑が問われるこの裁判への関心が高まっているのかもしれない。

清水弁護士のお宝鑑定?! ホンモノの「日付も受付印もない公文書」

前回(2月 20 日)の第 6 回公判では、被告川越市長の代理人・馬橋弁護士が、提出した市の文書の写し(コピー)について、清水弁護士が「市民から提出された文書受付の日付も受付印がない公文書はあり得ない」と斬り込んだ。

その文書は、「市道 0099 号線(都市計画道路寺尾大仙波線)事業協力時は、下記内容で代替地として買い受けることを承諾します。」と印刷された書面に署名押印した 2 通の承諾書で、市側が「市道を設ける必要を裏付ける代替地の希望者が実在していた」証明として裁判に提出したものだ。

これに対して清水弁護士は「市に原本がないのはおかしい。原本を提出させるべきです。日付が書いてないのもおかしい。本人が書き忘れても、市で受け取るとき日付欄が空欄になっていることに気づいて日付を書き入れさせるはずだ。書き入れさせるのを忘れたとしても、私人が提出した文書を役所が受け取れば、役所として管理すべき公文書になるので、受付のときに日付と受付番号を書いた受付印が押されるはずなのに、この文書にはない。おかしい」として、原本の提出を主張。裁判所もこれを認めて、今回の法廷では問題の文書の原本が開示された。書記官が文書原本を、原告席の清水・出口両弁護士に手渡すと、しばらくの間、まるで珍しい美術品を鑑定するかの鋭い眼光で書面を改める清水弁護士。

「はい、わかりました」と頷く清水弁護士。結果はなんと「本物」。つまり、本当に日付も受付印もない公文書だったのだ。清水弁護士によれば「日付を一度書いてから消した痕跡もない。これでは、代替地取得希望者のために市道を計画したことの証明にならない」と、閉廷後に傍聴人市民に説明してくれた。

原告・清水弁護士のこの指摘を受けたかたちで、裁判長が被告・川越市に対して「**代替地の希望者の人数と状況が、どの時点でどうなっていたのかを、時系列に合わせて個別具体的に回答するよう**」に求めた。

市の「**代替地希望者**」に関する詳細は、いまだに、いつの時点で何世帯（だれ）の代替地取得希望があったのかが、ぼかされたままなのである。いや、日付と受付印がない文書まで出て来て、もはや、ぼかされているというよりは事実を隠ぺいしている疑いが濃くなっているのだ。

なぜ隠ぺいする必要があるのか？それは原告住民が訴えている「**不正な市道認定**」だったからではないのか？7回目の口頭弁論にして、核心的な部分が明るみになろうとしている。

市はもちろん「**不正に認定した市道ではない**」と主張しているのだから、裁判長に具体的な証明を迫られて、いよいよ緊迫の戦いを強られるはずだ。

主役気取りの補助参加人…

ところが、そんな法廷に、市の置かれた緊張状態を理解できないのか全く意に介さず、主役気取りの呑気な人物が被告席に座っている。そう、**補助参加している川合善明市長**である。

この裁判で、原告住民は、川合市長と齊木元市議の共同不法行為として、本来は道路を設ける必要も市道にする必要もないものを市道認定させたことで、不正な費用を支出させて川越市に損害を与えたとして、「**執行機関としての川越市長**」（実質的には川越市）を訴えている。

裁判で市の敗訴が確定すれば、個人としての川合市長と齊木氏は、法律上の地位の川越市長から、不正に支出させたカネ（本件訴額の 308 万円）を返すよう求められるのだ。

個人としての川合市長は、被告の川越市長に勝ってほしい利害関係者として裁判に参加しているはずなのだが、実際にしていることは弁護士とは思えない暴走だ。

この日の裁判の閉廷間際、川合市長はやおら立ち上がり、「**原告のひとりが降りた件に関して、なるだけ具体的に理由を書いて下さい**」と清水弁護士に求めたのである。

これは前回の傍聴記に触れた、川合市長による電話で原告を降板した市民のことである。

川合氏は、これを「**市民の本意ではないのに、弁護士と反市長派が裁判をしている**」証拠として法廷に持ち込めば、裁判で勝てる（または訴訟が無効になる）と信じているかのようだ。

清水弁護士と裁判長の顔を見ながら笑みまで浮かべて「**具体的に書いて下さいね**」と述べる川合市長の喜々とした様子に、市の弁護士も困惑。裁判長に至っては苦笑さえ浮かべていた。

被告市長の代理人弁護士も、被告齊木親子の代理人弁護士も、川合市長の熱弁を応援する気配はない。仮に原告団を降りた市民が「**裁判になることも知らずに、白紙委任状に名前を書きました**」と証言したところで、それが事実でないことはすでに裁判所にはわかり切っている。

住民訴訟の原告が 1 人少なくなったとしても、2 人…3 人…と増えても、0 人にならなければ裁判の進行に関係ない。

しかし川合氏は、市長の代理人弁護士や市の指定代理人（職員）の困惑ぶりに気づかないのか、終始ご満悦の表情だ。法廷で相手弁護士をやり込めたと錯覚し、清水弁護士に問いかけたお笑い場面（本人はどうだと言わんばかりのご満悦の様子）が川合市長ご本人は、よほど嬉しかったのだろうか。この日の裁判は、「**証拠の確認などの作業**」「**川合弁護士のアドリブ場面**」もあったため、いつもより時間がかかり、逆にいえば傍聴席市民には見応えがあった。

が、このやり取りの面白さは、傍聴席で見ているだけではわからない。

清水弁護士・出口弁護士は、毎回、私たち一般市民の傍聴人に裁判の内容を解説してくれている。今日は主に、出口かおり弁護士が裁判の概要を解説してくれた。

出口かおり弁護士

「今日は、まず裁判所が私たち原告に、川合市長がやったことの何が市に対する不法行為なのか？という確認から入りました。ひとつは市道認定の基準を満たさないのに市道にしたという不法行為ですか？という点の確認です。裁判所は、市道認定基準を満たしたうえでの市長権限の濫用（らんよう）というのもあり得ると思っただのかもしれませんが。こちらは、基準を満たしていないことはもちろん、そもそも道路にする必要がなかったと主張しています。」

それから、道路工事費と現在の空き地の整備費を市長の権限の濫用によって不正に支出させたことが川台市長の、市に対する不法行為であることについても、裁判所が確認しました。

他方で、市の弁護士が作成した資料では、代替地について、いつの時点で4人いたのか、市議会に議案を出したときは何人の希望者がいたのかなど、代替地希望者が現れた時期が、相変わらず明確に書かれていません。

それで裁判所が、具体的な経緯を市の根拠資料に基づいて書くよう被告弁護士に求めたんです。裁判所としても、消えた地権者に関心があるということですね」

このようなレクチャーをしてくれる弁護士は標準ではない。記者会見など、裁判が一定にまとまったところで解説することはあっても、毎回閉廷後に庁舎の片隅に集まる傍聴人を前に、丁寧に内容をひも解いてくれる弁護士など普通はいない。それだけ清水弁護士・出口弁護士も川越市の異常な現状をこのままにしておくわけにはいかないと、市民のために業務を超えた熱意と正義感をたぎらせているのだ。地元川越市民こそ、裁判における市の対応をより真剣に見守り、不正ある市政には「**NO!**」を突きつけなければならない。

次回、本件住民訴訟裁判は、**「5月22日(水)午後1時15分、さいたま地裁C棟105法廷」**で開廷となる。多くの市民の傍聴参加を呼びかけたい。